

特記仕様書（公契約条例関係）

適正な労働条件の確保に関する報告について

本市では、「四日市市公契約条例」の規定に基づき、対象となる工事請負契約（予定価格1億円以上）及び業務委託契約（予定価格1,000万円以上）において、業務に従事する労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保と、事業の質の向上を図るため、適正な労働条件の確保に関する報告（以下「報告」という。）を提出していただくこととしております。

当業務委託は、対象となる契約となりますので、報告を提出していただく必要があります。

報告の提出方法等

契約締結後速やかに「労働環境チェックシート」を提出していただきます。

提出いただいた「労働環境チェックシート」の内容に疑義が生じた場合は、関係書類の確認や従業員への聞き取りなどの調査を行います。

調査の結果、労働条件の確保が不適正であると認められる場合には、改善の指示を行いますので、改善内容を記載した報告書を提出していただきます。

労働環境チェックシート(業務委託契約用)

四日市市では条例で、公契約に係る事業の質の向上とともに、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保を図るため、契約締結時に請負者(下請負者及びいわゆる一人親方を含む。)に対し、労働環境チェックシートの提出を義務づけています。

Q1～Q10の質問に「○」、「×」を記入してください。(該当しない場合は「／」を、Q11は記入)
「×」の場合は、早急な改善措置を求めます。

1. 労働条件等

Q 1	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっていますか。	
Q 2	法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)は整備されていますか。	
Q 3	36協定は労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	
Q 4	就業規則は労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	

2. 賃金

Q 5	賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	
Q 6	時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか。	
Q 7	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払われていますか。	

3. 安全衛生関係

Q 8	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	
Q 9	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	
Q 10	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	

Q 11	本契約における業務に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。※裏面参照 最も低い労働賃金単価: 1時間 円(職種:)	
------	--	--

委 託 名

住所又は所在地

氏名又は商号

印

代表者氏名

※ 対象となる労働者は、本契約における業務に従事する労働者で、雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、主に専属的に当該業務に従事する労働者です。

※ 労働賃金単価は、実際に労働者に支払われる賃金を下記により1時間単価に換算した額を記入してください。

・ 時間給の場合 ⇒ 時間給の額
(円)

・ 日給の場合 ⇒ 日給の額 ÷ 1日当たりの所定労働時間
(円) ÷ (時間) = (時給 円)

・ 月給の場合 ⇒ 月給の額（基本給相当額＋諸手当）× 12月 ÷ 所定の1年間の労働時間
ただし、諸手当のうち、精皆勤手当・家族手当・通勤手当は除きます。
(月給 円) × 12月 ÷ (時間) = (時給 円)